

平和がいちばん

2013年5月15日
第71号
平和で豊かな枚方を
市民みんなでつくる会



憲法記念日市民のリレートーク(5月3日 交野市イズミヤ前)

「なぜ官製談合が起きたのか？」 市長と市議会の“幕引き”に反対です

第二清掃工場建設をめぐる談合事件に関わる刑事・民事の裁判が終了しました。

大阪地検の市役所への強制捜査から6年。刑事事件では上告中であった中司前市長の有罪が3月最高裁で確定しました。損害賠償を求める住民訴訟は、地裁・高裁の判決とも「談合による損害額(約3億円)は、建設業者がすでに支払った違約金(約5億8千万円)で填補されている」として市民の訴えを棄却しました。原告は上告を見送りました。

市民の皆さんと確認したいのは次の点です。

1. 刑事・民事裁判とも「談合が行われた」事実を認定したことです。事業の発注者である市役所のトップが関与した事件で、文字通り「官製談合」として断罪されました。一方、民事裁判では談合が行われた構図や関わった人々の役割を明らかにすることを避けました。しかし談合を否認し続ける前市長に対して、民事でも「談合により本来の落札価格より高い価格で落札されたと認められるのであるから、公正な価格を害する目的を有していたと

認められ」、不法行為は成立すると断じました。

2. 市民の側から談合による損害額の立証は非常に難しいことです。手持ち資料もなく、有力な資料である契約書も見ることができない状況で、現実の入札過程で恣意的な積算があったことを立証するのは困難です。よって裁判所は市民が主張する損害額を認めませんでした。しかし市民運動が「一円の税金の無駄使いも許さない」と入札・契約行為を監視してきた成果として、今回の談合事件でも談合業者に違約金を支払わせ、市条例でその率が20%に引き上げられた成果もあります。

3. 私たちが最も強調したいのが「官製談合を引き起こしたのは組織のどこに問題があったのか」です。それが二度と談合を生じさせない担保です。しかし市長も市議会も真相を解明する努力をしていません。私たちは税金の使われかたが市民のためになっているか、市役所全体でそれを検証しながら日々の仕事が行われているか、市民運動と議会活動を通じて今後も目を光らせ続けます。

憲法について 私はこう思う

『平和がいちばん』は毎年5月3日に「憲法特集号」を発行しています。市民の皆さんからのご意見を掲載しています。今年の30編の投稿の中から一部転載します。

絶望の中で

富岡 翔子 (牧野)

福島第一原発事故から二年余りが経ちました。収束なんて程遠く、今も汚染水の問題が解決出来ずにいます。冷やし続けられないといけない原発、そして大気中には多量の放射能を拡散し続けています。廃炉まで三十年といわれています。気の遠くなる様な年月です。しかし人が近づけなくて中がどうなっているかわからない第一原発が、今後無事に収束に向かうとは思えません。人間の力ではどうする事もできない、そんな物を造り動かし続けるメリットは何なんでしょう。事故後、一切を休止、廃炉にというのが地震国日本の選択、取るべき道ではないですか。しかしそうはならなかった。この国の中で恐ろしい、目に見えない何か動いていると感じました。背筋の凍る思いです。近頃、日本各地で地震がおきています。「原発は大丈夫？」真っ先に思う事です。今度事故がおこれば日本は全滅です。

政治家、マスコミが信じられなくなりました。真実は伝えないのだと言うことを学びました。又、医者も信じられなくなりました。しかしこの状況の中でも真実を語り続けている方々が数多くいます。子供たちの生命を心から心配している方々がいます。子供たちには何の罪もないのです。子供たちの現在、未来を奪う権利は何人にもないと思います。子供たちの声なき声を聞きましょう。安心して暮らせない日本という国の有様に物申し続けましょう。

原発事故はあらゆるものの生命を傷つけ奪ってしまいました。そして今も続いています。しかし今尚、誰一人責任をとっていません。許されない大罪だと思いますが、国策だから仕方がないですまされるのでしょうか。私は子供たちが自然の中で安心して遊び生活できる環境をこれ以上奪われたくないのです。まず原発を止めて考えましょう。今ある暮らしを見直していきませんか？

憲法の三つの原則

山田 光一 (朝日丘町)

イラク戦争「終結」から10年。当時は圧倒的に支持した米国民ですら、今は「間違った戦争」と考えています。100万人以上ものイラク市民(女性や子どもを含む)が犠牲になり、米軍撤退後の今も続いています。これを支持し支えた日本政府は、その歯止めになるべき憲法9条そのものをなきものにしようとしています。さらに憲法三原則の二つ目の国民主権は、最終的には多数意見で法や政策を決定するシステムをとっています。しかしイラク戦争やかつてのヒトラーや日本も多数の支持のもとで誤った選択をしたわけです。これを是正するためには、三つ目の基本的人権の保障の原則がもっとも大事だとされ、どんなに多数派であっても、「個人の尊厳」(13条)を侵してはならないとされているのです。特に言論・出版、思想・信条の自由は、多数派の過ちを正していく根源的な権利として、他の人権を損なわない限り絶対的に保障されるべき、との思いを強く抱く今日この頃です。

「あぁ、深呼吸ができる」 駒木根 淑子 (山之上)

先日大津の友人Kを訪ねた。彼女は定年後自宅を、和風の落ち着いた趣を残したままリフォームし、福島の被災者の一時保養の場に提供している。滞在期間は3日あるいは3ヶ月とさまざまなようだ。十数分も歩けば琵琶湖畔に出る。広大な水面と空を臨み、「あぁ、深呼吸ができる」と言った人がいるという。胸いっぱい思う存分空気を吸う、こんな当り前の日常を享受する権利を奪った政府と東京電力。まともな謝罪や補償は未だない。それどころか、この地震列島で原発の再稼働・増設・核燃料・核兵器へと向けた動きをさらに強めようとしている。

5月3日は憲法記念日。日本国憲法前文は、「…全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と謳っている。憲法とは、国民の代表者が行使する権力を拘束、制限するものであることを再確認したいと思う。



集会案内

福島県双葉町前町長

井戸川 克隆さんを招いて

『市民自治を考える集い』

6月16日(日) 午後1時～

市民会館会議室 参加協力費 1,000円

現憲法は 沖縄や福島で住む人々に そして 非正規で働く人達に 届いているのでしょうか？

「改憲に異議あり」 浦野 宏 (東香里)

世界に誇れる宝物、日本の平和憲法の存続が危機に曝されている。この憲法は国家(国粋)主義、軍国主義の下、理不尽な死を強いられた数百万の日本国民の魂の叫びの結集である。その真髄は国民一人ひとりの「人権」の尊重と、文化的な「平和」社会の構築である。国家主義、軍国主義の野蛮な欲望、暴力を完全に否定したものである。

最近のわが国では、この素晴らしい憲法を蔑み、軽んじ、経済不況起因の混乱のどさくさに乗じて、野蛮な国家主義、軍国主義憲法への逆噴射が始められている。すでに日の丸、君が代で外堀を埋め、本丸の平和憲法は風前の灯だ。時計の針は逆まわりを始めている。ヨーロッパや、南米は落ち着いているが、中東の戦乱収まらず、東アジアも危機的である。互いに刺激、挑発をさけ、平和共存を目指すべきだ。平和憲法を守り、世界の平和に貢献するのが我々日本人の使命である。



「屈辱の日」沖縄大会
(宮野湾市)

憲法と私 鶴島 昭雄(尊延寺)

私の父は、若かった頃十数年間ハワイの新聞社に勤めていたことがある。日本軍がハワイを急襲した時、父は“馬鹿なことを！ これで日本もおしまいだ！”と吐き捨てた。急襲に興奮していた軍国少年の私は、父の叫びが全く理解できなかった。

父は戦後間もなく他界したが、その時になってアメリカと戦った日本の無謀さと、計りしれない数の死者を出し、祖国を焦土と化した軍部の暴走を痛感させられた。父は、ジャーナリストとして彼我の国力の差を知っていたからこそ、あの叫びが口から出たと思う。

戦争と言う惨劇を猛反省して発布された我が国の平和憲法は、世界に誇り得る珠玉の憲法であり、特に第九条に掲げられた“戦争放棄・交戦権の否認”こそ、過去六十数年間に亘る我が国の平和を支えた大黒柱である。今、平和憲法を改正(改悪)しようとするのは、自ら平和理念を踏みにじるものであり、軍国日本に逆戻りするきっかけとなる暴挙に他ならない。

次の世代のためにも、今こそ全国民が真剣に平和憲法擁護のため全力を尽くすべきである。

命を守ることを急ぐべき

山本 節子(楠葉)

4月、「核の不使用」共同声明に日本政府が署名しなかったことに驚いた。原発輸出の動きにつながる。原発・TPP・消費税・規制緩和・郵政民営化、どれをとっても議論を尽くさず性急に事を運んだ結果、後戻りのできない失態を招いている。なぜ急がなければならないのか？ 議論を尽くせば化けの皮が剥がれるから。その場で強引に契約させる訪問販売に似ている。

今の改憲の動きこそ危ない。急がずに議論を尽くすべきだ。と言うより、現日本国憲法を読まずして何が改正草案だ。今こそ全国民が現憲法の全文を読まなければならない。

第12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」

1990年代に憲法記念日に憲法を学ぶ研修にPTA役員として参加する機会があった。枚方においても公民館が憲法を学ぶ場としての役割を担っていたと思うが、枚方市は市長部局に管轄を変え、その役割を放棄した。残念だ。

第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」

その義務を負っている人の中に人権を(擁護する日本国憲法を)守りたくない者がいる。その人たちが憲法を自分たちの都合の良いように変えたいだけなのだ。その人たちの言う「国益」とは国民の利益ではなく、一部の人間の利益である。まやかしの言葉にごまかされてはならない。

急ぐべきは命を守ることを、命を脅かすものを取り除くことしかない。

脱原発を急がない者が改憲を急ぐのである。

今憲法を変えてしまうことは、命を脅かす剣から自分を守る盾がなくなるということだ。

4月17日 第87回近畿市民派自治体議員交流・学習会に参加 大阪弁護士会災害復興支援委員会副委員長青木佳史弁護士から「子ども・被災者支援法（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援に関する施策の推進に関する法律）」の意義と問題点が報告された。

子ども・被災者支援法は、①原発事故によって「避難した人」「残った人」どちらにも国が必要な支援をする、②「被災した子どもの生涯にわたる健康診断」「妊婦や胎児を含めた医療費の減免措置」、③国が被災者生活支援等施策を総合的に策定し実施する責務を有する、ことを明記した意義のある法律。しかし、支援施策の具体化が行われていないこと、国は支援対象を狭め実施時期を先送りしようとしていること、支援対象地域の放射線量の基準値は決まっていないことなど問題は多い。

支援法に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書が大阪市議会、京都市議会、京都府議会などで採択されている。枚方市議会でも意見書採択を実現したい。

4月28日 安倍内閣が沖縄県民の怒りを無視して「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を強行 61年前のこの日、沖縄、奄美、小笠原は日本から切り離された。米軍占領下の27年間、沖縄では、銃剣とブルドーザーによる強制接収で基地が拡大された。県民の基本的な人権が奪われ、復帰後も米軍の横暴は続いている。4・28は沖縄県民にとっては「屈辱の日」だ。政府の記念式典に抗議する沖縄県民集会が1万人の参加で開かれたのも当然だ。安倍首相は、記念式典を憲法「改正」へ弾みをかけるために強行した。沖縄、福島を犠牲にしての「憲法改正」の動き、国民的怒りで頓挫させよう。

5月3日 憲法記念日リレートーク 交野イズミヤ前～枚方市駅前～樟葉駅前～寝屋川市駅前を交野・寝屋川・枚方市民がそれぞれの憲法への思いを訴えた。参加者は延べ50人ほど。7月の参議院選挙の結果いかんでは、憲法96条の改革が政治日程に上る。参加者のアピールは例年に増して熱がこもっていた。「9条を変えて『戦争をする国』にすること、異議申し立てする国民の基本的な人権の制限をすることなどを許さない」と、一人一人が自分の言葉でアピール。憲法擁護の多数派形成は可能だと実感した。

5月4日 尊延寺の長男の畑でヨモギ摘み 連休時の我が家の恒例行事。今年90歳になる母親、連れ合いの3人でヨモギを摘む。天気にも恵まれた穏やかなひと時を過ごす。摘んだヨモギは、まずヨモギ団子にし、残りは乾燥してヨモギ茶にする。

4月18日 4月分議員報酬244880円を大阪法務局に供託

集案内

全国に広がる放射能汚染・・・

「放射線被曝と健康障害」6月8日(土)午後6時半～

お話 小児科医 高松勇さん

サンプラザ生涯学習市民センター（視聴覚室）参加協力金 500円

平和で豊かな枚方を市民みんなで作る会

- 共同代表 松本 健男（弁護士）
- 家高 憲三（元教育長）
- 黒田 薫（平和都市ひらかたを考える市民の会）
- 鈴木めぐみ（親子のリズム遊び講師）
- おおた幸世（枚方市平和無防備条例を実現する会）
- 事務局長 手塚 隆寛（枚方市会議員）



「会」のシンボルマーク
塔本賢一さん作

〒573-1197 枚方市禁野本町1-5-15-106 市民の広場“ひこばえ”